○総務省告示第三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年一月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

［第１表　略］

第２表　27.5MHz － 10000MHz

［略］	国内分配（MHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
［略］	［略］			
	5850-5888 J40	固定	電気通信業務用	
		固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
		移動	放送事業用	
	5888-5925	固定	電気通信業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、令和13年３月31日までに限る。
		固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
		移動	公共業務用 一般業務用	
	［略］			

［第３表　略］

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表１－１～別表11－３　略］

［国際周波数分配の脚注　略］

変　更　前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

［第１表　同左］

第２表　27.5MHz － 10000MHz

［同左］	国内分配（MHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
［同左］	［同左］			
	5850-5925 J40	固定	電気通信業務用 放送事業用	
		固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用	
		移動	放送事業用	
	［同左］			

［第３表　同左］

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１－１～別表11－３　同左］

［国際周波数分配の脚注　同左］

備考　表中［　］の記載は注記である。